

北上市告示甲第35号

令和5年度北上市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。ただし、この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

令和5年5月15日

北上市長 八重樫 浩 文

令和5年度北上市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1 この告示は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について（令和5年4月10日付けこ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）別紙。以下「支給要領」という。）に基づき、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「給付金」という。）を支給することにより、物価高騰によるひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（支給対象者）

第2 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 北上市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和4年北上市告示甲第61号。以下「令和4年度給付金支給要綱」という。）の規定により低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「令和4年度給付金」という。）の支給を受けた者（令和4年度給付金支給要綱第5第2項の規定による受給を希望しない旨の申し出をした場合及び令和4年度給付金支給要綱第9の規定により給付金の受給を辞退し、又は申請を取り下げたものとみなされた場合を含む。以下「令和4年度給付金支給対象者」という。）
- (2) 令和4年度給付金支給対象者以外で、対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者（児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（同法附則第2条第1項の規定による特例給付を

含む。)をいう。以下同じ。)の支給を受けている者(以下「児童手当受給者」という。)若しくは特別児童扶養手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。)の支給を受けている者(以下「特別児童扶養手当受給者」という。)又はそれらに準ずる者をいう。)であって、第5の規定による申請時点で市内に在住し、かつ、次に掲げる者のいずれかに該当するもの。

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により令和5年度の市町村民税均等割(同法の規定による特別区民税均等割を含む。以下同じ。)が課されていない者又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村の市町村民税均等割を免除された者

イ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者(1年間の収入見込額(令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年分の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。)

2 前項の支給対象者が、給付金が支給されるまでの間に死亡した場合は、当該支給対象者が養育する児童に係る給付金の支給を受ける者として市長が適当と認める者に対して、給付金を支給するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には給付金を支給しないものとする。

(1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者

(2) 法人

(給付金の支給額等)

第3 給付金の支給額は、次に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める対象児童1人につき5万円とする。

(1) 第2第1項第1号に掲げる支給対象者 令和4年度給付金の支給額の算定の基礎となった児童

(2) 第2第1項第2号に掲げる支給対象者 平成17年4月2日(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3に定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者)にあつては、平成15年4月2日(から令和6年2月29日までの期間に出生した児童(日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。))であつて、第5の規定による申請時点で支給対象者が養育するもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する児童は、対象児童から除くものとする。

- (1) 既に支給の決定がされている給付金の算定の基礎とされた児童
- (2) 他の市町村において支給要領に基づき定める給付金の算定の基礎とされた児童
- (3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（令和5年度北上市低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和5年北上市告示甲第34号。次号において「ひとり親世帯分要綱」という。）第1に定める給付金をいう。）の算定の基礎とされた児童
- (4) 他の市町村においてひとり親世帯分要綱第1に規定する支給要領に基づき定める給付金の算定の基礎とされた児童

3 第2第1項第2号アに該当する支給対象者に係る児童について、一の児童に係る児童手当受給者と特別児童扶養手当受給者が異なる場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除くものとする。

（令和4年度給付金支給対象者の支給決定等）

第4 市長は、令和4年度給付金支給対象者に給付金を支給しようとするときは、当該令和4年度給付金支給対象者に対して支給の申込みを行い、給付金の受給の意向を確認するものとする。

2 市長は、前項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、令和4年度給付金支給対象者に対し、給付金を支給するものとする。ただし、受給を希望しない旨の申し出があった場合は、この限りでない。

（申請による手続）

第5 令和4年度給付金支給対象者以外の支給対象者が給付金を受給しようとするときは、別に定める令和5年度北上市低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給申請書兼請求書（以下「給付金申請書兼請求書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、代理人により申請するときは、支給対象者からの委任状及び当該代理人の公的身分証明書の写しを市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請の受付期間は、令和5年6月15日から令和6年2月29日までとする。ただし、令和6年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者の期限は、令和6年3月15日までとする。

（申請による支給決定）

第6 市長は、第5第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、支給を決定するものとする。

2 前項の規定により支給を決定したときは、当該決定の日に申請した者（以下「申

請者」という。)から給付金の請求があったものとみなすものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査により適当でないと認めたときは、支給しないことを決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

(支給方法)

第7 給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

(1) 令和4年度給付金支給対象者が令和4年度給付金の支給を受けた口座(当該口座が令和4年度給付金の支給を受けた時点の児童手当又は特別児童扶養手当の振込口座であって、令和4年度給付金の支給を受けた後に児童手当又は特別児童扶養手当の振込口座の変更があった場合は、当該変更後の口座)

(2) 給付金の支給決定の前までに支給対象者又は申請者が指定した口座

2 前項の規定による方法が困難その他特別の事情があると認められる場合は、現金の支給による方法とすることができる。

(支給の取扱い)

第8 給付金の支給決定後において、給付金申請書兼請求書の不備又は第7第1項に規定する金融機関の口座の解約若しくは変更により、市が確認等に努めたにもかかわらず、支給対象者又は申請者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給ができなかったときは、給付金の受給を辞退し、又は申請を取り下げたものとみなすものとする。

(不当利得の返還)

第9 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しない者であることが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第11 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。